

**選挙**

4月10日は静岡県議会議員選挙の投票日です

告示 4月1日(金)

投票所 4月10日(日)

▼投票 午前7時〜午後8時  
 ▼開票 午後9時15分〜

投票できる人

次の全ての条件を満たす人  
 ▼日本国籍があり、平成3年4月11日以前に生まれた人  
 ▼平成22年12月31日以前から本市に居住し、投票時に本市の住民基本台帳に登録されている人

不在者投票

「病院や施設に入院・入所している人」  
 指定病院や指定施設で不在者投票ができます。管理者に申し出て下さい。

「他市町村に長期滞在している人」  
 出張や通学のため、市外に滞在している人は、本市から郵送する投票用紙を用いて、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

「他市町村に長期滞在している人」  
 出張や通学のため、市外に滞在している人は、本市から郵送する投票用紙を用いて、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

「他市町村に長期滞在している人」  
 出張や通学のため、市外に滞在している人は、本市から郵送する投票用紙を用いて、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

「他市町村に長期滞在している人」  
 出張や通学のため、市外に滞在している人は、本市から郵送する投票用紙を用いて、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

入場券はがきを持参してください。

投票所

投票所は下表のとおりです。指定投票所は入場券に記載されています。

期日前投票

当日投票ができない人は、期日前投票ができます。  
 期間 4月2日(土)〜4月9日(日)  
 時間 午前8時30分〜午後8時  
 会場 榛原庁舎2階ラウンジ、相良庁舎1階ロビー

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎(23) 0050

「障がいのある人や介護を要する人」  
 次に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。

郵便による不在者投票は、本市が発行する「郵便等投票証明書」が必要となります。あらかじめ交付申請をしてください。

「身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、一定以上の障がいがある人」

「介護保険被保険証を持ち、要介

護状態区分が要介護5と記載されている人

選挙公報  
 候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みされます。

新聞を購読していない人は、選挙管理委員会へ連絡をするか、榛原総合窓口室または相良総合窓口室に設置してある公報を利用ください。

投票所	対象区
第1 市役所相良庁舎	相良、福岡、大沢
第2 相良B&G海洋センター	波津
第3 片浜コミュニティ防災センター	片浜
第4 大江区民館	大江(大沢の一部)
第5 相良公民館	須々木
第6 菅山区公民館	菅山
第7 萩間小学校体育館	中里、白井、神寄
第8 東萩間公会堂	西萩間、東萩間
第9 牧之原区民センター	牧之原(相良地域)
第10 地頭方区公民館	地頭方、落居
第11 トーク地頭方	豊岡、新庄、渡邊
第12 静波体育館	静波(東)
第13 静波コミュニティ防災センター	静波(西)
第14 川崎コミュニティ防災センター	川崎
第15 細江小学校体育館	細江(南)
第16 細江コミュニティセンター	細江(北)
第17 勝間田会館	勝間田
第18 牧之原コミュニティセンター	牧之原(榛原地域)
第19 坂部区民センター	坂部

**相談**

困ったときや不安なときは相談してください

問い合わせ 市民相談センター 八木 ☎(23) 0088

市民相談センターでは、消費生活相談と一般相談を毎日受け付けています。

車を運転することができないなどの理由で同センターへ来るのが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

秘密は守られますので、独りで悩まずに相談してください。

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談。

日常生活の中で心配事や分からないことなどのよろず相談。

「消費生活相談事例1」

■相談内容  
 アパート退去時に、不動産会社からクロス汚れなどは指摘をされませんでした。清算書にはクロス全体の張り替え費用が含まれていました。納得がいきません。

■結果とアドバイス  
 国土交通省のガイドラインでは、たんすや冷蔵庫によるクロスの日焼けは自然消耗で、消費者が負担するものではないとなっています。相談員が室内補修費を見直すよ

うに不動産会社と交渉したところ、相談員が認めたハウスクリーニング代のみが敷金から差し引かれて返金されました。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

「消費生活相談事例2」

■相談内容  
 友人から着物の展示会に誘われて出かけましたが、会場では着物を見ることなく、肩こりが治ると健康器具や健康食品ばかりを勧められました。35万円で商品を購入しましたが、肩こりの症状が改善しないため解約したいです。

■結果とアドバイス  
 相談者は高齢者世帯で、車の運転が困難なため、相談員が自宅に出向き相談を受けました。

相談員が事業者と交渉し、違約金を除く残金は全て返金されました。業者の話をするのみにせず、購入前に必要なものかどうかよく考えましょう。

**自治**

シリーズ自治基本条例 最終回 自治基本条例の実行性の確保

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎(23) 0053

昨年6月から毎月お知らせしてきたシリーズ自治基本条例も、今回が最終回となりました。

条例案を検討してきた中で、市民や議会から▽条例の制定はゴールではなくスタートである▽具体的な部分は別に定めるということだが、重要な部分は早急に整備してほしい▽条例がきちんと機能しているか、チェックするところが必要だーなどといった意見が数多く寄せられました。

条例に沿った仕組みの整備

この条例は制定すればそれだけでいいというものではなく、まちづくりを進めるための「道具」として使われ、初めて効果が生まれてくるものです。

使いやすくするためには、制定後の具体的な制度の整備が急務となります。

例を上げると、市民参加を推進するための制度です。まちづくりの全てを市民参加で行うことはできません。「どんなことについて、いつの時点で、どのような形で市民参加をしようのか」、そのような基準を定めることが必要となってくるのです。

コミュニティの自主性と自立性を尊重しながら、その活動が広がり深まっていくような取り組みも重要になります。

条例の実行性の確保  
 自治基本条例と同じように、これらの制度についても市民参加によって作っていくこととなります。

そのために、条例案では「牧之原市自治基本条例推進会議」の設置を明記。会議の権限や役割、構成といったものは別に定めることとなります。

市民に委員として参加してもらうこの会議では、協働のまちづくりに関する施策や制度がこの条例の趣旨に沿って整備、運用されているかどうかを検証します。見直しが必要な場合には意見を述べてもらうこととなります。

条例案が現在開会されている市議会2月定例会で可決された場合には、ことし10月から施行されます。施行までの間、条例への理解をさらに深めてもらう周知活動にも力を注いでいきます。

自治基本条例は、市民と議会、行政の三者が、共に育てていく条例なのです。